令和８年
第４回市議会定例会　議案第１４号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第１２条の５第１項中「３１万８００円」を「３１万１，６００円」に改める。

第１７条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め，同項ただし書中「７，０５０円」を「７，５００円」に改める。

第２２条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に，「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め，同条第３項中「１００分の126.25」を「１００分の１２８．７５」に，「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第２２条の４第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「100分の１０８．７５」に，「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め，同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表１から別表３までを次のように改める。

別表１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	１	205,300	286,200	309,600	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	２	206,400	287,200	310,900	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	３	207,600	288,200	312,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	４	208,700	289,200	313,400	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	５	209,800	290,200	314,500	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	６	211,500	291,200	315,900	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	７	213,100	292,200	317,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	８	214,700	293,200	318,600	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	９	216,200	294,200	319,900	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	１０	217,900	295,300	321,100	332,800	360,000	393,800	450,300	
	１１	219,500	296,300	322,100	334,500	361,700	395,400	451,800	
	１２	221,100	297,300	323,200	336,100	363,400	396,900	453,300	
	１３	222,600	298,300	324,500	337,600	364,900	398,800	454,800	
	１４	224,300	299,600	325,900	339,200	366,500	400,700	456,100	
	１５	226,000	300,900	327,300	340,900	368,100	402,600	457,400	
	１６	227,700	302,100	328,700	342,500	369,600	404,400	458,600	
	１７	228,900	303,400	330,100	344,000	370,900	405,900	459,800	
	１８	230,500	304,700	331,500	345,700	372,600	407,700	461,100	
	１９	232,100	306,000	333,100	347,400	374,200	409,400	462,400	
	２０	233,600	307,200	334,500	349,000	375,800	411,000	463,600	
	２１	235,100	308,300	335,900	350,400	376,900	412,700	464,800	
	２２	236,700	309,500	337,400	352,100	378,400	414,100	465,600	
	２３	238,300	310,800	338,900	353,800	379,900	415,500	466,400	
	２４	239,900	312,100	340,400	355,400	381,400	416,900	467,200	
	２５	241,500	313,400	341,800	356,600	383,100	418,300	467,800	
	２６	243,200	314,500	343,200	358,500	384,900	419,500	468,400	
	２７	244,500	315,500	344,700	360,200	386,500	420,700	469,000	
	２８	245,800	316,500	346,000	361,800	388,200	421,700	469,600	
	２９	247,100	317,700	347,100	363,300	389,600	422,800	470,300	
	３０	248,200	318,900	348,600	364,900	390,900	424,000	471,100	
	３１	249,300	320,100	350,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	３２	250,400	321,300	351,500	368,100	393,500	426,200	472,200	
	３３	251,500	322,500	352,800	369,800	394,600	426,900	472,700	
	３４	252,800	323,800	354,200	371,600	395,500	427,600	473,100	
	３５	254,200	325,200	355,600	373,400	396,500	428,200	473,500	
	３６	255,600	326,500	357,000	375,200	397,500	428,900	473,900	
	３７	257,000	327,800	358,500	376,700	398,300	429,500	474,300	
	３８	258,400	329,100	359,900	378,100	399,200	430,100	474,600	

	39	259,800	330,400	361,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	261,200	331,700	362,800	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	262,600	333,100	363,900	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	263,800	334,300	365,100	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	265,100	335,500	366,100	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	266,400	336,600	367,200	385,100	404,000	432,200	476,400	
	45	267,600	337,500	368,400	386,000	404,700	432,500	476,700	
	46	268,800	338,700	369,000	387,100	405,400	432,800		
	47	270,100	339,900	369,700	388,000	406,100	433,100		
	48	271,300	341,200	370,500	389,000	406,800	433,400		
	49	272,400	342,300	371,400	389,900	407,300	433,600		
	50	273,500	343,500	372,300	390,600	407,900	433,900		
	51	274,600	344,700	373,100	391,300	408,500	434,100		
	52	275,700	345,900	373,900	391,900	409,200	434,400		
	53	276,600	347,200	374,600	392,300	409,600	434,600		
	54	277,600	348,200	375,200	392,900	410,200	434,900		
	55	278,600	349,300	375,800	393,500	410,800	435,200		
	56	279,600	350,400	376,400	394,200	411,300	435,500		
	57	280,600	351,100	376,800	394,500	411,700	435,700		
	58	281,500	352,000	377,300	395,200	412,300	436,000		
	59	282,300	352,700	377,800	395,900	412,900	436,300		
	60	283,200	353,500	378,300	396,500	413,400	436,500		
	61	284,000	354,300	378,700	396,800	413,800	436,700		
	62	284,800	354,700	379,300	397,300	414,300	437,000		
	63	285,700	355,200	379,900	397,900	414,800	437,300		
	64	286,400	355,900	380,400	398,500	415,400	437,500		
	65	287,200	356,700	380,700	398,800	415,700	437,700		
	66	288,000	357,400	381,200	399,400	416,100	438,000		
	67	288,800	358,100	381,700	400,100	416,400	438,300		
	68	289,400	358,700	382,200	400,700	416,800	438,500		
	69	290,100	359,200	382,500	401,100	417,100	438,700		
	70	290,900	359,800	383,000	401,600	417,400	439,000		
	71	291,600	360,300	383,500	402,200	417,700	439,300		
	72	292,300	360,900	384,000	402,700	417,900	439,500		
	73	293,000	361,200	384,300	403,200	418,100	439,700		
	74	293,800	361,700	384,800	403,800	418,400			
	75	294,500	362,000	385,300	404,200	418,700			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	295,200	362,400	385,700	404,500	418,900			
	77	295,900	362,800	386,100	404,900	419,100			
	78	296,600	363,300	386,500	405,400	419,400			
	79	297,300	363,800	386,900	405,800	419,700			
	80	297,900	364,300	387,200	406,200	419,900			
	81	298,600	364,600	387,600	406,600	420,100			

8 2	299, 300	365, 000	388, 000	407, 100	420, 400			
8 3	300, 000	365, 400	388, 400	407, 500	420, 700			
8 4	300, 700	365, 800	388, 800	407, 900	420, 900			
8 5	301, 200	366, 100	389, 300	408, 200	421, 100			
8 6	301, 900	366, 500	389, 700					
8 7	302, 500	366, 900	390, 100					
8 8	303, 200	367, 300	390, 500					
8 9	303, 800	367, 500	390, 900					
9 0	304, 400	367, 900	391, 300					
9 1	305, 000	368, 300	391, 700					
9 2	305, 800	368, 700	392, 100					
9 3	306, 400	368, 900	392, 500					
9 4	306, 900	369, 200						
9 5	307, 400	369, 600						
9 6	307, 800	369, 900						
9 7	308, 300	370, 200						
9 8	308, 800	370, 600						
9 9	309, 200	371, 000						
1 0 0	309, 700	371, 400						
1 0 1	310, 100	371, 900						
1 0 2	310, 600	372, 300						
1 0 3	311, 000	372, 700						
1 0 4	311, 500	373, 100						
1 0 5	311, 900	373, 600						
1 0 6	312, 300	374, 000						
1 0 7	312, 600	374, 300						
1 0 8	312, 900	374, 600						
1 0 9	313, 100	375, 000						
1 1 0	313, 400							
1 1 1	313, 600							
1 1 2	313, 900							
1 1 3	314, 100							
1 1 4	314, 300							
1 1 5	314, 600							
1 1 6	314, 800							
1 1 7	315, 100							
1 1 8	315, 300							
1 1 9	315, 600							
1 2 0	315, 900							
1 2 1	316, 200							
1 2 2	316, 500							

	１２３	316,800							
	１２４	317,100							
	１２５	317,300							
	１２６	317,500							
	１２７	317,800							
	１２８	318,200							
	１２９	318,400							
	１３０	318,700							
	１３１	319,000							
	１３２	319,400							
	１３３	319,600							
	１３４	319,900							
	１３５	320,200							
	１３６	320,500							
	１３７	320,700							
	１３８	321,000							
	１３９	321,300							
	１４０	321,600							
	１４１	321,800							
	１４２	322,100							
	１４３	322,500							
	１４４	322,800							
	１４５	323,000							
	１４６	323,200							
	１４７	323,500							
	１４８	323,900							
	１４９	324,100							
	１５０	324,300							
	１５１	324,600							
	１５２	324,900							
	１５３	325,200							
	１５４	325,400							
	１５５	325,700							
	１５６	326,000							
	１５７	326,300							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額（円）	247,600							

備考　この表は，他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表２　技能労務職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級
		給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
	１	207,900	270,300	319,600
	２	209,900	271,400	320,000
	３	211,900	272,500	320,400
	４	213,800	273,600	320,700
	５	215,700	274,700	321,100
	６	217,600	275,700	321,900
	７	219,500	276,700	322,800
	８	221,400	277,700	323,500
	９	223,300	278,700	324,200
	１０	225,100	279,700	325,000
	１１	226,900	280,600	325,700
	１２	228,700	281,500	326,500
	１３	230,500	282,400	327,200
	１４	232,300	283,300	328,000
	１５	234,100	284,200	328,700
	１６	235,900	285,100	329,500
	１７	237,700	285,900	330,300
	１８	239,400	286,700	331,000
	１９	241,100	287,500	331,700
	２０	242,800	288,300	332,500
	２１	244,500	289,100	333,200
	２２	245,900	289,900	334,000
	２３	247,300	290,700	334,800
	２４	248,700	291,500	335,500
	２５	249,800	292,300	336,300
	２６	250,800	293,100	337,000
	２７	251,800	293,900	337,800
	２８	252,700	294,700	338,500
	２９	253,600	295,500	339,200
	３０	254,400	296,300	339,900
	３１	255,200	297,100	340,700
	３２	255,900	297,900	341,500
	３３	256,600	298,700	342,300
	３４	257,300	299,500	343,100
	３５	257,900	300,300	344,000
	３６	258,500	301,100	344,800
	３７	259,100	301,900	345,500
	３８	259,700	302,600	346,300
	３９	260,200	303,300	347,000
	４０	260,700	303,800	347,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	４１	261,200	304,400	348,500
	４２	261,700	305,000	349,400
	４３	262,200	305,600	350,200
	４４	262,700	306,100	351,000
	４５	263,200	306,600	351,700
	４６	263,700	307,200	352,400
	４７	264,200	307,800	353,100
	４８	264,700	308,300	353,800
	４９	265,200	308,800	354,500
	５０	265,700	309,300	355,100
	５１	266,100	309,700	355,700
	５２	266,500	310,000	356,300
	５３	266,800	310,400	356,800
	５４	267,300	310,800	357,500
	５５	267,800	311,200	358,100
	５６	268,200	311,500	358,600
	５７	268,600	311,900	359,100
	５８	269,100	312,300	359,500
	５９	269,500	312,700	360,000
	６０	269,900	313,000	360,500
	６１	270,300	313,300	360,900
	６２	270,700	313,700	361,300
	６３	271,200	314,000	361,700
	６４	271,500	314,400	362,100
	６５	271,800	314,700	362,400
	６６	272,200	315,200	362,800
	６７	272,600	315,600	363,200
	６８	272,900	316,100	363,600
	６９	273,300	316,600	363,900
	７０	273,700	317,000	
	７１	274,000	317,400	
	７２	274,300	317,900	
	７３	274,700	318,400	
	７４	275,000	318,900	
	７５	275,300	319,400	
	７６	275,700	319,900	
	７７	276,000	320,400	
	７８	276,300	320,900	
	７９	276,600	321,500	
	８０	276,900	322,000	
	８１	277,200	322,400	
	８２	277,500	322,900	
	８３	277,800	323,500	

8 4	278, 100	324, 100	
8 5	278, 300	324, 700	
8 6	278, 600	325, 400	
8 7	278, 900	326, 100	
8 8	279, 100	326, 800	
8 9	279, 300	327, 400	
9 0	279, 600	328, 100	
9 1	279, 900	328, 700	
9 2	280, 100	329, 300	
9 3	280, 300	329, 900	
9 4	280, 600	330, 600	
9 5	280, 900	331, 300	
9 6	281, 100	331, 900	
9 7	281, 300	332, 400	
9 8	281, 600	332, 900	
9 9	281, 900	333, 500	
1 0 0	282, 100	334, 100	
1 0 1	282, 300	334, 700	
1 0 2	282, 600	335, 100	
1 0 3	282, 900	335, 500	
1 0 4	283, 100	336, 000	
1 0 5	283, 300	336, 300	
1 0 6	283, 500	336, 800	
1 0 7	283, 800	337, 300	
1 0 8	284, 100	337, 700	
1 0 9	284, 300	337, 900	
1 1 0	284, 500	338, 200	
1 1 1	284, 800	338, 400	
1 1 2	285, 000	338, 700	
1 1 3	285, 300	339, 000	
1 1 4	285, 600	339, 300	
1 1 5	285, 900	339, 600	
1 1 6	286, 100	339, 800	
1 1 7	286, 300	340, 000	
1 1 8	286, 600	340, 300	
1 1 9	286, 800	340, 600	
1 2 0	287, 100	340, 800	
1 2 1	287, 300	341, 000	
1 2 2	287, 500	341, 200	
1 2 3	287, 800	341, 500	
1 2 4	288, 100	341, 800	
1 2 5	288, 300	342, 000	
1 2 6	288, 500	342, 300	

	１２７	288,800	342,600	
	１２８	289,000	342,800	
	１２９	289,300	343,000	
	１３０	289,600	343,300	
	１３１	289,900	343,600	
	１３２	290,100	343,800	
	１３３	290,300	344,000	
	１３４	290,600		
	１３５	290,800		
	１３６	291,000		
	１３７	291,300		
	１３８	291,600		
	１３９	291,900		
	１４０	292,100		
	１４１	292,300		
	１４２	292,500		
	１４３	292,800		
	１４４	293,100		
	１４５	293,300		
	１４６	293,500		
	１４７	293,800		
	１４８	294,100		
	１４９	294,300		
	１５０	294,500		
	１５１	294,800		
	１５２	295,100		
	１５３	295,300		
	１５４	295,500		
	１５５	295,800		
	１５６	296,100		
	１５７	296,300		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額（円）	247,600		

備考　この表は，機器の運転操作その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が定めるものに適用する。

別表３　医師職給料表（第３条関係）

職務の級 号　給	１　級 給料月額（円）	２　級 給料月額（円）	３　級 給料月額（円）	４　級 給料月額（円）	５　級 給料月額（円）
１	317,300	458,500	508,800	583,000	630,000
２	319,700	460,500	510,600	585,400	633,300
３	322,000	462,500	512,400	587,800	636,600
４	324,200	464,400	514,200	590,200	639,900
５	326,400	466,300	516,000	592,600	643,200
６	329,900	467,900	517,700	595,000	646,300
７	333,400	469,500	519,400	597,400	649,400
８	336,900	471,100	521,100	599,800	652,500
９	340,500	472,700	522,800	602,200	655,600
１０	344,000	474,500	524,900	604,500	658,400
１１	347,500	476,300	527,000	606,800	661,200
１２	351,000	478,100	529,100	609,100	664,000
１３	354,500	479,900	531,100	611,400	666,800
１４	358,000	481,700	533,000	613,700	669,600
１５	361,500	483,500	535,100	616,000	672,400
１６	365,000	485,300	537,100	618,300	675,200
１７	368,400	486,900	539,000	620,600	678,000
１８	371,600	488,900	541,000	622,900	680,500
１９	374,900	490,800	543,000	625,200	683,000
２０	378,100	492,700	544,800	627,500	685,500
２１	381,400	494,200	546,600	629,800	688,000
２２	384,700	495,900	548,400	632,100	690,500
２３	387,900	497,700	550,200	634,400	693,000
２４	391,000	499,500	552,000	636,700	695,500
２５	394,200	501,300	553,600	639,000	698,000
２６	396,600	503,000	555,400	641,200	700,100
２７	399,000	504,800	557,200	643,400	702,200
２８	401,200	506,600	559,000	645,600	704,300
２９	403,200	508,400	560,600	647,800	706,400
３０	404,900	510,100	562,400	650,000	708,200
３１	406,600	511,900	564,200	652,200	710,000
３２	408,400	513,700	565,900	654,400	711,800
３３	410,200	515,500	567,500	656,600	713,600
３４	412,000	517,400	569,300	658,800	715,100
３５	413,600	519,300	571,000	661,000	716,600
３６	415,100	521,200	572,700	663,200	718,100
３７	416,600	523,100	574,200	665,400	719,600
３８	418,000	524,800	575,800	667,500	720,800
３９	419,400	526,600	577,200	669,600	722,000
４０	420,800	528,400	578,800	671,700	723,200
４１	449,000	530,000	580,300	673,800	724,400
４２	450,600	531,800	581,700	675,600	725,400
４３	452,200	533,600	583,100	677,400	726,400
４４	453,800	535,100	584,400	679,200	727,400
４５	455,400	536,500	585,600	681,000	728,400

４６	456,900	538,200	586,600	682,500	
４７	458,400	540,000	587,600	684,000	
４８	459,800	541,700	588,600	685,500	
４９	461,200	543,200	589,600	687,000	
５０	462,700	544,500	590,500	688,200	
５１	464,200	545,800	591,400	689,400	
５２	465,600	547,100	592,300	690,600	
５３	466,900	548,100	593,100	691,800	
５４	468,400	549,400	594,000	692,800	
５５	469,800	550,700	594,900	693,800	
５６	471,200	552,000	595,800	694,800	
５７	472,600	553,000	596,700	695,800	
５８	474,000	553,800	597,600		
５９	475,300	554,600	598,500		
６０	476,600	555,400	599,200		
６１	478,000	556,300	600,100		
６２	479,300	557,100	601,000		
６３	480,700	557,900	601,900		
６４	482,100	558,600	602,800		
６５	483,400	559,400	603,700		
６６	484,700	560,200			
６７	486,000	560,900			
６８	487,400	561,800			
６９	488,800	562,700			
７０	490,400	563,500			
７１	492,000	564,400			
７２	493,500	565,300			
７３	495,100	566,100			
７４	496,300	566,900			
７５	497,300	567,700			
７６	498,300	568,400			
７７	499,100	569,200			
７８	500,000	570,100			
７９	500,900	571,000			
８０	501,700	571,900			
８１	502,400	572,700			
８２	503,100	573,600			
８３	503,800	574,500			
８４	504,400	575,400			
８５	505,000	576,200			
８６		577,100			
８７		578,000			
８８		578,900			
８９		579,700			

備考　この表は，医師および歯科医師に適用する。ただし，市長が定める者については，この限りでない。

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「単身赴任手当」の後ろに「，転居手当」を加える。

第１３条の３第２項中「（市長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が定める距離以上である職員にあつては，その額に，７万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が定める額を加算した額）」を削り，同条の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第13条の４　職員が異動に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において，当該特定転居元から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められ，かつ，往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして規則で定める場合には，規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が規則で定める距離以上であるときは，当該職員には，規則で定めるところにより，当該異動の日の属する月の翌月（当該異動の日が月の初日であるときは，その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては，前条第１項または第３項の規定により単身赴任手当が支給される間），転居手当を支給する。ただし，当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として規則で定める場合は，この限りでない。

２　転居手当の月額は，４万３，０００円（単身赴任手当支給職員にあつては，１０万５，０００円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたときまたは同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは，転居手当を支給することが適当でない場合として規則で定める場合を除き，引き続き転

居手当を支給する。この場合において，同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は，規則で定める。

4　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が，異動に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは，現に支給されている転居手当の支給は，同項の規定にかかわらず，同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　職員以外の地方公務員，国家公務員または市長がこれらに準ずると認める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して規則で定める者に限る。）または異動に準ずるものとして規則で定めるものがあつた職員であつて，これらに伴い勤務場所に変更があり，当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には，規則の定めるところにより，前各項の規定に準じて，転居手当を支給する。

6　前各項および第２４条に規定するもののほか，転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

7　この条において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 異動　勤務箇所を異にする異動

(2) 特定転居元　異動に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて，移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として，職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては，配偶者の住居）

(3) 往来距離　規則で定めるところにより算定した職員の現在の住

居と特定転居元との間の距離

(4) 単身赴任手当支給職員　前条第１項または第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第１４条中「または職員の休日および休暇に関する条例」を「，職員の休日および休暇に関する条例」に，「（以下「休日」という。）」を「に割り振られた勤務時間（休日休暇条例第２条の２第１項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあつては，当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）または休日勤務代休時間」に，「有給休暇」を「休暇」に改める。

第１６条第１項第１号中「職員に」の後ろに「同条第２号に掲げる勤務に係る」を加える。

第１９条中「休日（」を「休日休暇条例第２条第１項に規定する休日（」に，「当該休日が同条第５項」を「休日休暇条例第２条第１項に規定する休日が勤務時間条例第２条第５項」に，「において，正規の勤務時間」を「およびこれに準ずるものとして規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（休日休暇条例第２条の２第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては，当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）ならびに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）」に，「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め，「給与額に」の後ろに「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え，同条ただし書を削り，同条に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務

(2) 次のアまたはイに掲げる勤務

ア　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む休日休暇条例第２条第１項に規定する休日を除く。）における勤務

イ　１日の勤務時間の全部につき休日休暇条例第２条の２第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第２１条の２第１項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第２１条の２第１項中「休日」を「休日休暇条例第２条第１項に規定する休日（休日休暇条例第２条の２第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては，当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）もしくは全部休日勤務代休時間指定日」に改め，同条第３項中「前２項」の後ろに「および第２４条」を加える。

第２２条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に，「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め，同条第３項中「１００分の128.75」を「１００分の１２７．５」に，「１００分の７３．７５」を「100分の７２．５」に改める。

第２２条の４第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「100分の１０７．５」に，「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め，同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

第２４条第１項中「単身赴任手当」の後ろに「，転居手当」を加え，同条に次の１項を加える。

４　職員が休日休暇条例第２条の２第１項の規定により指定された休日勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該休日勤務代休時間の指定に代えられた休日勤務手当の支給に係る休日勤務手当に対する第２項の規定の適用については，同項中「翌月の」とあるのは，「休日休暇条例第２条の２第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第２５条の２中「，第１２条の５ならびに第１３条の３」を「ならびに第１２条の５」に改める。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第３条　職員の勤務時間に関する条例（平成３年函館市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第８項中「うち半日勤務時間（前２項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の２分の１に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）」を「一部」に，「当該半日勤務時間」を「当該勤務時間の一部」に改める。

第５条第１項中「および同条第３項の規定により勤務が免除される日」を削り，「の当該勤務時間」を「に割り振られた勤務時間（同条例第２条の２第１項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」に改める。

第５条の２第１項各号列記以外の部分および第２項中「および次条第１項から第３項まで」を「，次条第１項から第３項までおよび第７条の２第２項」に改める。

（職員の休日および休暇に関する条例の一部改正）

第４条　職員の休日および休暇に関する条例（平成３年函館市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項を削り，同条の次に次の１条を加える。

（休日勤務代休時間）

第２条の２　任命権者は，職員に前条第１項に規定する休日である勤務日等（職員の勤務時間に関する条例（平成３年函館市条例第３号。以下この項および次項において「勤務時間条例」という。）第２条第６項から第８項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）に割り振られた勤務時間の全部または一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には，規則の定めるところにより，当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として，規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（勤務時間条例第５条第１項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間および前条第１項に規定する休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部または

一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

２　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は，当該休日勤務代休時間には，特に勤務することを命ぜられるときを除き，正規の勤務時間（勤務時間条例第２条の規定による勤務時間をいう。）においても勤務することを要しない。

第３条第１項中「年次休暇」を「年次有給休暇，年次無給休暇」に改め，同条第２項中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改める。

第４条中「年次休暇」を「年次有給休暇および年次無給休暇」に改める。

第５条の見出しを「（年次有給休暇）」に改め，同条中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め，同条の次に次の１条を加える。

（年次無給休暇）

第５条の２　年次無給休暇は，１年度について，７日を与えるものとする。

２　年次無給休暇については，その時期につき，任命権者の承認を受けなければならない。この場合において，任命権者は，公務の運営に支障がある場合または公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き，これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については，一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年函館市条例第１５号）第１４条の規定にかかわらず，その勤務しない１時間につき，同条例第２０条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第７条の２第３項中「（昭和２６年函館市条例第１５号）」を削る。

第７条の４第２項各号列記以外の部分中「３歳に満たない子」の後ろに「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第

１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第３号において同じ。）」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第５条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１６年函館市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第７条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の128.75」に，「１００分の９６．２５」を「１００分の９８．７５」に，「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に，「100分の８８．７５」を「１００分の９１．２５」に改める。

第６条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の127.5」に，「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に，「100分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に，「１００分の９１．２５」と」を「１００分の９０」と，「総額」とあるのは「総額（任命権者に所属する職員の数，人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には，当該総額に２を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長（任命権者が市長である場合を

除く。）の承認を受けた額）」と」に改める。

（函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正）

第７条　函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１および別表第２を次のように改める。

別表第１　会計年度任用職員行政職給料表（第３条関係）

職務の級	１　級	２　級
号　給	給料月額（円）	給料月額（円）
１	205,300	286,200
２	206,400	287,200
３	207,600	288,200
４	208,700	289,200
５	209,800	290,200
６	211,500	291,200
７	213,100	292,200
８	214,700	293,200
９	216,200	294,200
１０	217,900	295,300
１１	219,500	296,300
１２	221,100	297,300
１３	222,600	298,300
１４	224,300	299,600
１５	226,000	300,900
１６	227,700	302,100
１７	228,900	303,400
１８	230,500	304,700
１９	232,100	306,000
２０	233,600	307,200
２１	235,100	308,300
２２	236,700	309,500
２３	238,300	310,800
２４	239,900	312,100
２５	241,500	313,400
２６	243,200	314,500
２７	244,500	315,500
２８	245,800	316,500
２９	247,100	317,700
３０	248,200	318,900
３１	249,300	320,100
３２	250,400	321,300
３３	251,500	322,500
３４	252,800	323,800
３５	254,200	325,200
３６	255,600	326,500
３７	257,000	327,800
３８	258,400	329,100

3 9	259, 800	330, 400
4 0	261, 200	331, 700
4 1	262, 600	333, 100
4 2	263, 800	334, 300
4 3	265, 100	335, 500
4 4	266, 400	336, 600
4 5	267, 600	337, 500
4 6	268, 800	338, 700
4 7	270, 100	339, 900
4 8	271, 300	341, 200
4 9	272, 400	342, 300
5 0	273, 500	343, 500
5 1	274, 600	344, 700
5 2	275, 700	345, 900
5 3	276, 600	347, 200
5 4	277, 600	348, 200
5 5	278, 600	349, 300
5 6	279, 600	350, 400
5 7	280, 600	351, 100
5 8	281, 500	352, 000
5 9	282, 300	352, 700
6 0	283, 200	353, 500
6 1	284, 000	354, 300
6 2	284, 800	354, 700
6 3	285, 700	355, 200
6 4	286, 400	355, 900
6 5	287, 200	356, 700
6 6	288, 000	357, 400
6 7	288, 800	358, 100
6 8	289, 400	358, 700
6 9	290, 100	359, 200
7 0	290, 900	359, 800
7 1	291, 600	360, 300
7 2	292, 300	360, 900
7 3	293, 000	361, 200
7 4	293, 800	361, 700
7 5	294, 500	362, 000
7 6	295, 200	362, 400
7 7	295, 900	362, 800
7 8	296, 600	363, 300
7 9	297, 300	363, 800

8 0	297, 900	364, 300
8 1	298, 600	364, 600
8 2	299, 300	365, 000
8 3	300, 000	365, 400
8 4	300, 700	365, 800
8 5	301, 200	366, 100
8 6	301, 900	366, 500
8 7	302, 500	366, 900
8 8	303, 200	367, 300
8 9	303, 800	367, 500
9 0	304, 400	367, 900
9 1	305, 000	368, 300
9 2	305, 800	368, 700
9 3	306, 400	368, 900
9 4	306, 900	369, 200
9 5	307, 400	369, 600
9 6	307, 800	369, 900
9 7	308, 300	370, 200
9 8	308, 800	370, 600
9 9	309, 200	371, 000
1 0 0	309, 700	371, 400
1 0 1	310, 100	371, 900
1 0 2	310, 600	372, 300
1 0 3	311, 000	372, 700
1 0 4	311, 500	373, 100
1 0 5	311, 900	373, 600
1 0 6	312, 300	374, 000
1 0 7	312, 600	374, 300
1 0 8	312, 900	374, 600
1 0 9	313, 100	375, 000
1 1 0	313, 400	
1 1 1	313, 600	
1 1 2	313, 900	
1 1 3	314, 100	
1 1 4	314, 300	
1 1 5	314, 600	
1 1 6	314, 800	
1 1 7	315, 100	
1 1 8	315, 300	
1 1 9	315, 600	
1 2 0	315, 900	

１２１	316,200	
１２２	316,500	
１２３	316,800	
１２４	317,100	
１２５	317,300	
１２６	317,500	
１２７	317,800	
１２８	318,200	
１２９	318,400	
１３０	318,700	
１３１	319,000	
１３２	319,400	
１３３	319,600	
１３４	319,900	
１３５	320,200	
１３６	320,500	
１３７	320,700	
１３８	321,000	
１３９	321,300	
１４０	321,600	
１４１	321,800	
１４２	322,100	
１４３	322,500	
１４４	322,800	
１４５	323,000	
１４６	323,200	
１４７	323,500	
１４８	323,900	
１４９	324,100	
１５０	324,300	
１５１	324,600	
１５２	324,900	
１５３	325,200	
１５４	325,400	
１５５	325,700	
１５６	326,000	
１５７	326,300	

備考　この表は，他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第２　会計年度任用職員技能労務職給料表（第３条関係）

職務の級	１　級
号　給	給料月額（円）
1	207,900
2	209,900
3	211,900
4	213,800
5	215,700
6	217,600
7	219,500
8	221,400
9	223,300
１０	225,100
１１	226,900
１２	228,700
１３	230,500
１４	232,300
１５	234,100
１６	235,900
１７	237,700
１８	239,400
１９	241,100
２０	242,800
２１	244,500
２２	245,900
２３	247,300
２４	248,700
２５	249,800
２６	250,800
２７	251,800
２８	252,700
２９	253,600
３０	254,400
３１	255,200
３２	255,900
３３	256,600
３４	257,300
３５	257,900
３６	258,500
３７	259,100
３８	259,700

3 9	260, 200
4 0	260, 700
4 1	261, 200
4 2	261, 700
4 3	262, 200
4 4	262, 700
4 5	263, 200
4 6	263, 700
4 7	264, 200
4 8	264, 700
4 9	265, 200
5 0	265, 700
5 1	266, 100
5 2	266, 500
5 3	266, 800
5 4	267, 300
5 5	267, 800
5 6	268, 200
5 7	268, 600
5 8	269, 100
5 9	269, 500
6 0	269, 900
6 1	270, 300
6 2	270, 700
6 3	271, 200
6 4	271, 500
6 5	271, 800
6 6	272, 200
6 7	272, 600
6 8	272, 900
6 9	273, 300
7 0	273, 700
7 1	274, 000
7 2	274, 300
7 3	274, 700
7 4	275, 000
7 5	275, 300
7 6	275, 700
7 7	276, 000
7 8	276, 300
7 9	276, 600

8 0	276, 900
8 1	277, 200
8 2	277, 500
8 3	277, 800
8 4	278, 100
8 5	278, 300
8 6	278, 600
8 7	278, 900
8 8	279, 100
8 9	279, 300
9 0	279, 600
9 1	279, 900
9 2	280, 100
9 3	280, 300
9 4	280, 600
9 5	280, 900
9 6	281, 100
9 7	281, 300
9 8	281, 600
9 9	281, 900
1 0 0	282, 100
1 0 1	282, 300
1 0 2	282, 600
1 0 3	282, 900
1 0 4	283, 100
1 0 5	283, 300
1 0 6	283, 500
1 0 7	283, 800
1 0 8	284, 100
1 0 9	284, 300
1 1 0	284, 500
1 1 1	284, 800
1 1 2	285, 000
1 1 3	285, 300
1 1 4	285, 600
1 1 5	285, 900
1 1 6	286, 100
1 1 7	286, 300
1 1 8	286, 600
1 1 9	286, 800
1 2 0	287, 100

１２１	287,300
１２２	287,500
１２３	287,800
１２４	288,100
１２５	288,300
１２６	288,500
１２７	288,800
１２８	289,000
１２９	289,300
１３０	289,600
１３１	289,900
１３２	290,100
１３３	290,300
１３４	290,600
１３５	290,800
１３６	291,000
１３７	291,300
１３８	291,600
１３９	291,900
１４０	292,100
１４１	292,300
１４２	292,500
１４３	292,800
１４４	293,100
１４５	293,300
１４６	293,500
１４７	293,800
１４８	294,100
１４９	294,300
１５０	294,500
１５１	294,800
１５２	295,100
１５３	295,300
１５４	295,500
１５５	295,800
１５６	296,100
１５７	296,300

備考　この表は，機器の運転操作その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

第８条　函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「支給する時間外勤務手当」の後ろに「および休日勤務手当」を加える。

第７条中「休日」の後ろに「に割り振られた勤務時間（別に定めるところにより任命権者が定める時間を除く。）」を加える。

第１２条第１項第１号中「パートタイム会計年度任用職員に」の後ろに「市長が別に定める勤務に係る」を加える。

第１４条中「において，正規の勤務時間」を「およびこれに準ずるものとして任命権者が定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（別に定めるところにより任命権者が定める時間を除く。）ならびに別に定めるところにより任命権者が指定する時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）」に，「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め，「報酬額に」の後ろに「市長が定める勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え，同条ただし書を削る。

第１７条中「休日」の後ろに「に割り振られた勤務時間（別に定めるところにより任命権者が定める時間を除く。）」を加える。

（函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第９条　函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「単身赴任手当」の後ろに「，転居手当」を加える。

第７条の２の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第７条の３　転居手当は，職員が異動に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において，当該特定転居元から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ，かつ，往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には，管理者が定める区間の距離）が管理者が定める距離以

上であるときに，当該職員に対して，管理者が定めるところにより，当該異動の日の属する月の翌月（当該異動の日が月の初日であるときは，その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては，前条第１項または第２項の規定により単身赴任手当が支給される間），支給する。ただし，当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は，この限りでない。

２　職員以外の地方公務員，国家公務員または管理者がこれらに準ずると認める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して管理者が定める者に限る。）または異動に準ずるものとして管理者が定めるものがあつた職員であつて，これらに伴い勤務場所に変更があり，当該変更に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には，管理者が定めるところにより，同項の規定に準じて，転居手当を支給する。

３　この条において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 異動　勤務箇所を異にする異動

(2) 特定転居元　異動に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて，移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として，職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては，配偶者の住居）

(3) 往来距離　管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

(4) 単身赴任手当支給職員　前条第１項または第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第２２条第１項中「第７条の２」の後ろに「，第７条の３」を加える。

第２３条中「規定は，」の後ろに「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第７条第１項に規定する」を加える。

第２４条中「，第７条の２」を削る。

（函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第10条　函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年函館市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第１５条第７項中「，第１２条の５ならびに第１３条の３」を「ならびに第１２条の５」に改める。

附則第１６条中「，第７条の２」を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条から第４条まで，第６条および第８条から第１０条までの規定ならびに附則第７項から第９項までおよび第１１項の規定は，令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第２２条第２項および第３項ならびに第２２条の４第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定，第５条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第７条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付条例の規定および第７条の規定による改正後の函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定は，令和８年４月１日から適用する。

３　フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいい，その任期の初日が令和８年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間（

以下「特定期間」という。）にある者であって当該任期の定めが３月以下のものに限る。）およびパートタイム会計年度任用職員（同項第１号に掲げる職員をいい，その任期の初日が特定期間にある者であって当該任期の定めが３月以下のものまたはその任期の初日が特定期間にある者であって１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分未満のものに限る。）については，前項の規定は，適用しない。

４　第１条の規定（給与条例第２２条第２項および第３項ならびに第22条の４第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定および第５条の規定（任期付条例第７条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は，令和８年１２月１日から適用する。

（第２種初任給調整手当に関する特例）

５　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間における給与条例第１２条の６第１項の規定の適用については，同項中「当該職員に適用される」とあるのは，「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和８年函館市条例第　　号）第１条の規定による改正前の別表１から別表３までの給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

６　第１条の規定による改正後の給与条例（以下「第１条改正後給与条例」という。），第５条の規定による改正後の任期付条例（以下「改正後の任期付条例」という。）または第７条の規定による改正後の会計年度任用職員給与等条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。）の規定を適用する場合には，第１条の規定による改正前の給与条例，第５条の規定による改正前の任期付条例または第７条の規定による改正前の会計年度任用職員給与等条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ第１条改正後給与条例，改正後の任期付条例または改正後の会計年度任用職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

７　第２条の規定による改正後の給与条例（第１号において「第２条改

正後給与条例」という。）第１３条の４の規定は，次に掲げる職員にも適用する。この場合において，同条第１項中「より，」とあるのは「より，令和９年４月以降，」と，「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

(1) 令和６年４月２日から第２条の規定の施行の日の前日までの間に異動（第２条改正後給与条例第１３条の４第７項第１号に規定する異動をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

(2) 第２条の規定の施行の日前に異動に伴って特定転居元から住居を移転し，給与条例第１３条の３第１項または第３項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

(3) その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員

８　第９条の規定による改正後の函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（第１号において「第９条改正後企業職員給与条例」という。）第７条の３の規定は，次に掲げる職員にも適用する。この場合において，同条第１項中「より，」とあるのは「より，令和９年４月以降，」と，「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

(1) 令和６年４月２日から第９条の規定の施行の日の前日までの間に異動（第９条改正後企業職員給与条例第７条の３第３項第１号に規定する異動をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

(2) 第９条の規定の施行の日前に異動に伴って特定転居元から住居を移転し，函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第７条の２第１項または第２項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

(3) その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるも

のとして管理者が定める職員

（勤務免除日の廃止に伴う経過措置）

9　第４条の規定による改正前の職員の休日および休暇に関する条例第２条第３項の規定により勤務を免除された日（以下「勤務免除日」という。）のうち第４条の規定の施行の日以後の日であるものについては，職員が勤務を命ぜられた同条の規定による改正前の同条例第２条第１項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り，第４条の規定の施行の日において，当該勤務免除日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の同条例第２条の２第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において，当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については，職員の勤務時間に関する条例第２条第６項または第７項の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（市長への委任）

10　附則第５項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

11　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和４１年函館市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「次号において「休日休暇条例」を「以下この号および次号において「休日休暇条例」に，「同条第３項の規定により勤務を免除された日」を「休日休暇条例第２条の２第１項に規定する休日勤務代休時間」に改め，同条第３号中「勤務を免除された日」を「休日勤務代休時間（休日休暇条例第２条の２第１項に規定する休日勤務代休時間に相当するものをいう。）」に改め，同条第４号中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改める。

（提案理由）

一般職の職員の給与を改定し，および一般職の職員等に転居手当を支給することとし，ならびに勤務を要しない日の振替え等の取得単位の見直しを行い，および年次無給休暇に関する規定等を整備するため